

平成 27 年 5 月 22 日

各 位

上場会社名 ナノキャリア株式会社

代表者 代表取締役社長中富 一郎

(コード番号 4571)

問合せ先責任者 CFO 兼社長室長 松山 哲人

(TEL 03-3241-0553)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 22 日開催の取締役会におきまして、定款一部変更の件を平成 27 年 6 月 24 日開催予定の当社第 19 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第 21 条について取締役の任期を2年以内から1年以内に短縮するものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員¹の範囲が変更されることに伴い、非業務執行取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 29 条第2項及び第 39 条第2項の一部を変更するものであります。なお、第 29 条第2項の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 1 条～第20条 <条文省略>	第 1 条～第20条 <現行どおり>
第21条 (任期) 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第21条 (任期) 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
第22条～第28条 <条文省略>	第22条～第28条 <現行どおり>

現行定款	変更案
<p>第29条（取締役の責任免除） 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p>	<p>第29条（取締役の責任免除）</p> <p style="text-align: center;">＜現行どおり＞</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（<u>業務執行取締役等である者を除く。</u>）との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p>
<p>第30条～第38条　＜条文省略＞</p>	<p>第30条～第38条　＜現行どおり＞</p>
<p>第39条（監査役の責任免除） 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度額において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p>	<p>第39条（監査役の責任免除）</p> <p style="text-align: center;">＜現行どおり＞</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p>
<p>第40条～第46条　＜条文省略＞</p>	<p>第40条～第46条　＜現行どおり＞</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日　平成 27 年 6 月 24 日（水）
定款変更の効力発生日　平成 27 年 6 月 24 日（水）

以 上